

# 計量器（はかり）定期検査についてのお知らせ

業務用（取引または証明用）の『はかり』は、計量法に基づく定期検査を受ける必要があります。東通村では、下記日程で実施しますので、忘れずに定期検査を受けましょう！

- ・この検査は、商取引や証明に使用する『はかり』が対象です。  
(商店、工場、農協・漁協などでの受入れ検査、宅配便、鮮魚・野菜の量り売りなど)
- ・この検査を受けずにはかりを使用したり、不合格器物を使っていると法律により処罰されることがあります。
- ・前回の検査を受けた方には別途お知らせいたします。
- ・検査には手数料がかかります。

いつ		どこで
5月 15日(水)	13:00~14:00	目名地区 布名見の里
16日(木)	11:00~11:30	尻労漁村センター
	13:00~13:30	岩屋漁業協同組合
	14:00~15:00	尻屋漁業協同組合
17日(金)	9:30~10:00	小田野沢漁業協同組合
	10:30~11:00	白糠漁業協同組合老部支所
	11:30~12:00	白糠漁業協同組合

## 計量についてのご相談・お問合せ

商工観光課 担当 大久保・松本  
☎ 0175-33-2125(直通)

## 水質検査結果のお知らせ

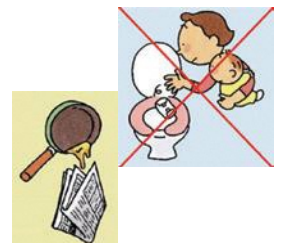
令和6年3月7日に実施した水道水水質検査結果は下表のとおりです。  
検査依頼先：(一財)青森県薬剤師会 食と水の検査センター

採水年月日	採水場所	検査判定	※令和6年4月1日から、東通村上下水道課より委託を受けた協同組合東通村管工事協会が、水道メーターの開閉栓業務を行いますのでよろしくお願いいたします。ご不明な点がございましたら、☎0175-33-2352にてご対応させていただきます。
令和6年3月7日	岩屋浄水場	水質基準に適合	
令和6年3月7日	野牛浄水場	水質基準に適合	
令和6年3月7日	大平滝浄水場	水質基準に適合	

## 上下水道課 下水道グループからのお知らせ

村内各浄化センターで、水に溶けない繊維素材、生活残飯、海草類、頭髮、プラスチック片等の不要物の混入が、多数見受けられます。施設処理機器の故障の原因になりますので、次のことを厳守して頂きますようよろしくお願いいたします。

- ・水洗トイレでは、トイレットペーパーのみを使用し、水に溶けない繊維素材(ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつ、ウエットティッシュ、モップ等)を流さない。
- ・生活残飯及び使用済食用油は、燃えるゴミとして処分し、下水道へ流さない。(食用油は、低温で固まるため、配水管に付着し詰まりの原因になります)
- ・頭髮は、下水道へ流さない。



※ なお、各家庭の宅地内汚水枡を破損した場合は、早急に修繕下さるようお願いします。

また、公共枡(野花菖蒲を描いている枡)の破損及びその他相談がありましたら、上下水道課下水道グループまでご連絡下さい。

東通村上下水道課 下水道グループ  
☎0175-33-2352(内線456~457)